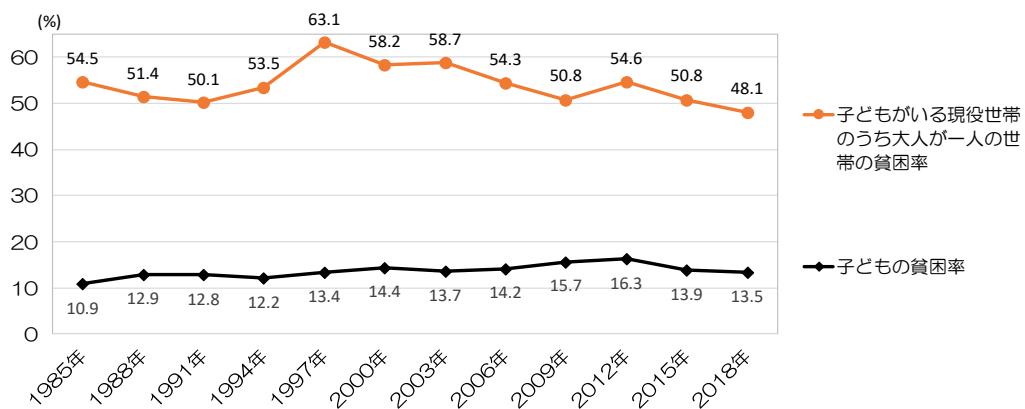


# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の目的

厚生労働省の国民生活基礎調査<sup>1</sup>によると、平成 30 年（2018 年）時点の子どもの相対的貧困率<sup>2</sup>は 13.5% で約 7 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にあり、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は 48.1% で約半数が相対的貧困の状態にあると推計されています。

< 国民生活基礎調査の相対的貧困率の年次推移 >



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

子どもの貧困対策を考えるに当たっては、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の違いを理解することが重要です。「絶対的貧困」とは、例えば、世界銀行の定義では 1 日の生活コストが 1.9 ドル未満<sup>3</sup>の最貧困層で、基本的な衣食住のニーズを満たすことが困難な状況にあることをさします。一方、日本をはじめとする先進国では「相対的貧困」の視点で貧困問題を捉えます。

「相対的貧困」とは、その国や地域の水準において大多数の世帯と比較して困窮した状態にあることをいい、その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態にある（剥奪<sup>4</sup>がある）ことをさします。我が国においては、自尊感情を傷つけられることなく、その社会で通常手に入れられる物的資源が不足していたり、成長に必要な教育や文化的及び余暇的な経験の機会が限られてい

<sup>1</sup> 令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省）

<sup>2</sup> 子どもの相対的貧困率は、17 歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない 17 歳以下の子どもの割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を言います。また、平成 27（2015）年に改定された OECD の所得定義の新たな基準（従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの）を基に算出した平成 30（2018）年の子どもの貧困率は、14.0%となっています。

<sup>3</sup> 世界銀行が平成 27 年 10 月に定義した国際的な貧困線の水準は 1 日の生活コストが 1.9 米ドルで、日本円にして約 219 円（令和 3 年 12 月末時点の為替レートで換算）です。

<sup>4</sup> 「剥奪（deprivation）」とは、社会において人々が必要としているモノやサービス、関係性などが得られていない状況のことを意味します。例えば、「物質的剥奪（material deprivation）」とは、社会において最低限必要と考えられる物が得られていない状況をいいます（OECD 「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」（平成 20 年）より）。

ないか、社会活動に参加することが可能で、社会関係性が持てているか（社会的排除となっていないか）といった視点で子どもの貧困を把握することが重要です。社会に物やサービスがあっても、これらにアクセスできる家庭環境、知識、健康状態、社会的な経験などが子どもになければ、子どもにとって良好な状況とはいえません。

相対的貧困の問題は、経済的な困窮とともに社会的排除のリスクや、子どもの権利が保障される環境が与えられているかといった点にも着目していく必要があります。また、子どもの身体的健康や精神的幸福度、学力や社会的スキルといった、多様な側面から子どもの幸福（well-being<sup>5</sup>）を捉え、着目することが重要です。

区は、このような相対的貧困の視点で子どもの貧困を捉え、子どもの貧困をめぐる現状を把握し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していくける環境を整備するとともに、地域共通の課題として子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として本計画を策定します。

### 行政や地域から見えにくい「相対的貧困」

その社会のほとんどの人が、当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態



<sup>5</sup> ユニセフ・イノチェンティ研究所が令和2年に発表した報告書『レポートカード16－子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か』(原題: Worlds of Influence: Understanding what shapes child well-being in rich countries)では、「子どもの幸福度を、多層的・多面的な新しいモデルを使って分析」しており、「幸福度の結果は、精神的、身体的、スキルの3つの側面から見ています」。

(公益財団法人日本ユニセフ協会、「ユニセフ報告書「レポートカード16」 先進国の子どもの幸福度をランキング 日本の子どもに関する結果」, <https://www.unicef.or.jp/report/20200902.html>)

## 2 計画策定の背景

### (1) 国の動き

#### ア 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)を平成26年1月に施行しました。この法律に基づき、すべての子どもたちが夢や希望を持って成長していく社会の実現をめざし、「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されました。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行から5年が経過し、令和元年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第41号、以下「改正法」という。)が施行されました。改正法では、法律の目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。さらに、子どもの最善の利益が優先して考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が、その基本理念として明記されました。また、市区町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

#### イ 子供の貧困対策に関する大綱

改正法に基づく新たな大綱として、令和元年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。新たな大綱では、策定の基本的な考え方として、「子育てや貧困を家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある」としています。さらに、子供の貧困対策に関する分野横断的な基本方針として、(1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指すこと、(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築すること、(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進すること、(4) 地方公共団体による取組の充実を図ることを掲げています。

#### ウ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、平成元年の第44回国連総会において採択され、日本は平成6年に批准しました。18歳未満の児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めています。

この条約では、一般原則として、「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」、「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」、「子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」、「差別の禁止（差別のないこと）」を掲げるとともに、大きく分けて、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

## **エ　社会福祉法の改正**

地域福祉推進の新しい理念としての「地域共生社会<sup>6</sup>」を実現するため、社会福祉法が平成 29 年 6 月に改正されました。これは、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざすものです。

さらに、令和 2 年 6 月の同法改正において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。各支援機関による円滑な連携のもとでの支援や、要支援者との関係性の構築に向けたアクトリーチ等を通じた継続的支援事業、狭間の個別ニーズに対応する参加支援事業、地域におけるケア・支え合う関係性を育む地域づくり事業の各事業が相互に重なり合いながら、地域全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくことが示されています。

## **オ　生活困窮者自立支援法の改正**

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法は、生活に困窮し、社会保障制度と生活保護制度の狭間にいる方への早期の対応と自立を支援する「第 2 のセーフティネット」として制度化されたものです。平成 30 年 10 月施行の法改正では、生活困窮に陥っている状況の一つとして、「地域社会からの孤立」が定義され、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者支援に携わる関係機関と、地域ぐるみの支え合いや見守り、地域参加などの取組みとの連携による包括的な支援体制の強化を図るとしています。さらに、平成 31 年 4 月施行の法改正では、子どもの学習支援事業について、学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言なども追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化されています。

## **カ　児童福祉法の改正**

子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件が後を絶たないことや、児童虐待相談件数の増加などを受け、児童虐待への対応については、社会全体で取り組むべき重要な課題となっていることから、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であること等、児童福祉法の理念が明確化されました。また、平成 29 年 6 月に同法が一部改正され、児童等の保護についての司法関与が強化されました。さらに、令和元年 6 月の法改正では、児童のしつけに際しての親権者による体罰禁止が法定化されるとともに、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止対策の強化が図られました。

## **キ　児童虐待防止に関する対策**

平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童相談所を中心にその対応がなされてきました。その後も増加する児童虐待に対し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、緊急的に対策を講じることとし、平成 30 年 7 月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年 12 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が決定されました。平成 31 年 2 月には、「緊急総合対策の更なる徹底・強化」が決定され、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所の抜本的な体制強化が図られています。

<sup>6</sup> 「地域共生社会」とは、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方です。

## ク SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals）（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットにおいて採択された、令和12年（2030年）までに達成すべき国際目標です。経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し持続可能な世界を実現するため、「誰一人取り残さない」を基本理念として、令和12年を期限とする17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの採択後、国では令和12年に向けた取組みの指針として「SDGs実施指針」が決定されました。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたってSDGsの要素を最大限反映し、SDGs達成に向けた取組みを推進することが期待されています。

区でも各種計画等の策定時に、計画に掲げる各施策や各事業等とSDGsの目標を紐付けるなど、SDGsについて広く普及・啓発するとともに、目標達成に向けた様々な取組みを推進しています。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、「目標1 貧困をなくそう」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」と特に密接に関連しています。



## （2）区の動き

### ア 新おおた重点プログラムの策定

新型コロナウイルス感染症の拡大により区を取り巻く状況は一変し、区民生活や区内経済に多大なる影響が生じました。これを受け、喫緊の課題である感染症拡大という困難な局面を克服するための対策や大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、少子高齢化への対応や公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備なども見据えた施策展開に取り組む必要があることから、こうした重点的な課題への対策を着実に推進するための計画として、令和3年3月に「新おおた重点プログラム」を策定しました。

### イ 大田区地域福祉計画の策定

社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。大田区の高齢者、障がい者、児童などの福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成31年3月に策定しました。世代や分野にとらわれることなく、切れ目なく支援するための「複合課題に取り組む個別支援」と、互いに認め合う「地域力」を原動力とした「支援と共生の地域づくり」の2つを取組みの柱とし、大田区版の「地域共生社会の実現」をめざしています。

### ウ 大田区子ども・若者計画の策定

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画として大田区の子ども・若者の育成・支援施策に関する総合的な指針を示すため、令和3年3月に策定しました。子ども・若者を取り巻く社会情勢は急激に変化しており、いじめ、ひきこもりの増加、子どもの貧困、若年無業者の増加等、課題は複雑・多様化し、各分野の垣根を超えた横断的連携による取組みが課題となっています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人とのふれあいや体験的活動の減少等、新しい生活様式への移行とともに、コミュニケーションのあり方そのものについても大きな変革をもたらしています。こうした社会環

境の変化と複雑・多様化する課題に的確に対応するため、「子ども・若者の健やかな成長と自立への支援」、「支援を必要とする当事者及びその家族を含めた支援」、「地域との連携に基づく支援に向けた環境整備」を基本目標とし、子ども・若者が持てる能力を活かし未来を切り拓いていくための体制を整備するとともに、子ども・若者の育成・支援に関する各施策を総合的かつ効果的に推進することをめざしています。

## エ　おおた健康プランの策定

これまで健康づくり施策を推進するために行ってきた取組みの評価や健康を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、人生100年時代の到来も見据え、健康寿命の更なる延伸を図るため、平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする「おおた健康プラン（第三次）」を策定しました。その後、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大による区民の生活状況等の変化を受け、区は、プランの計画期間を令和7年度まで延長し、新型コロナウイルス感染症対策とプランが掲げる健康づくり施策の両立を図り、目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざしています。

また、「すべての子どもが健やかに育つ地域の実現」を基本理念に掲げる「大田区母子保健計画」を内包しており、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制を確立し、母子保健に関する施策を総合的かつ効果的に推進することをめざしています。

## オ　大田区子ども・子育て支援計画の策定

令和2年3月に策定した「大田区子ども・子育て支援計画」は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」との性格を併せ持つ、大田区の子ども・子育てに関する個別計画です。子どもの権利の尊重、保護者の責任、地域のあらゆる構成員による支援の3点を踏まえ、「すべての子どもが尊重され、保護者の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で応援するまちにします」を基本理念とし、子どもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てに取り組むことをめざしています。

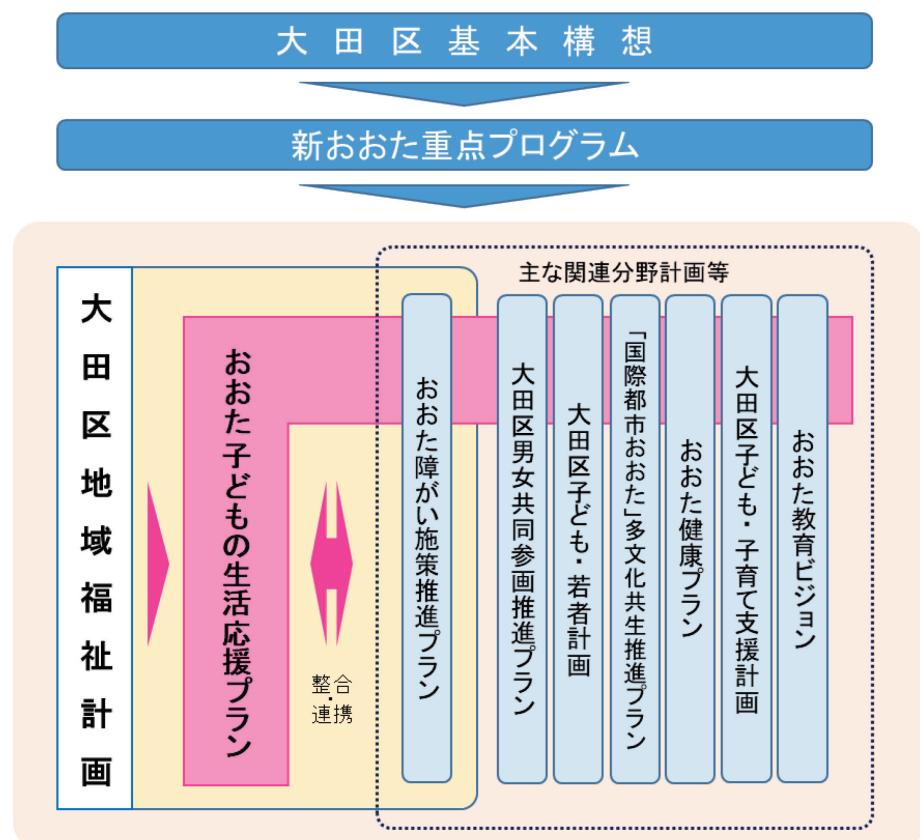
## カ　おおた教育ビジョンの策定

令和元年6月に策定した「おおた教育ビジョン」では、急速に変化し続ける未来社会を見据え、教育施策を推進する基本的な視点として、「社会の変化に主体的に対応し、未来を創る力を育成する」、「「知・徳・体」の調和のとれた成長を図り、豊かな人間性を涵養する」、「意欲にあふれ、個性と可能性を最大限に伸ばす学びの場を創出する」、「地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる」の4つの「ビジョン」を示しました。また、これらのビジョンを踏まえ、重点的に推進する施策を体系化するため、6つの「プラン」をまとめ、具体的な事業展開への道筋を示し、大田区の未来を創る主体となる子どもたち一人ひとりの成長を支える、質の高い教育の実現をめざしています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策の強化、授業内容の創意工夫等に取り組むとともに、「大田区教育ICT化推進計画」を策定し、ハード・ソフト・人材の三位一体でのICT環境の整備を進めることにより、子どもたちの学びを保障する取組みを実施しています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である大田区基本構想、新おおた重点プログラムとの整合性を図り、さらに、大田区地域福祉計画及び関連部局で策定する各分野の個別計画との整合・連携を図ります。



#### 『ほかの施策との関連性』

本計画において、公的扶助などに関わる施策（生活保護制度、特別児童扶養手当などの社会手当制度、公営住宅制度、生活福祉資金貸付制度等）は、計画を推進する施策体系には位置づけていませんが、子どもの貧困対策の前提かつ密接な関係を持つものとして捉えています。区はすべての子どもの未来を応援するため、これらの施策とも連携しながら、確実な計画の推進に努めます。

### 4 計画の期間と対象

第2期計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

本計画の対象は、原則として妊娠・出産期から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもとその家庭とします。

なお、「切れ目のない支援」や「貧困の連鎖防止」という視点から、子どもの社会的自立までを支援するため、18歳を超えた青年期についても対象を狭めるものではありません。

年度						
令和3 (西暦2021) 年度	令和4 (西暦2022) 年度	令和5 (西暦2023) 年度	令和6 (西暦2024) 年度	令和7 (西暦2025) 年度	令和8 (西暦2026) 年度	
第2期おおた 子どもの生活応援プラン	計画策定					第2期計画期間

## 5 第1期計画期間（平成29年度～令和3年度）の振り返り

区は、本計画の「経験・学力」、「生活・健康」、「居場所・包摶」の3つの柱に沿って、実効性の高い施策を展開し、子どもたちが未来を切り拓く力を身につけることをめざしてきました。

本計画を着実かつ効果的に推進するため、「おおた子どもの生活応援プラン推進会議」で指標の達成状況や重点事業の進捗管理を行ってきました。

第1期計画期間の指標の達成状況及び主な取組みと成果は、次のとおりです。

### （1）指標の達成状況

#### 柱1 経験・学力

番号	指標	目標	概要	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		不安定就労や失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標	3.83%	3.20%	4.10%	4.50%	4.32%
2	大田区学習効果測定の期待正答率を上回った生徒の割合		大田区学習効果測定(中学3年生数学)で、基礎学力が定着している生徒の割合を測る指標	63.5%	65.1%	64.5%	68.9%	67.0%
3	「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合		区立小学校の児童(小学6年生)の自己肯定感を計る指標	75.5%	76.1%	82.2%	81.7%	75.0% ※1
7	不登校の児童・生徒の出現率(小・中学生)		将来的に貧困に陥るリスク要因の一つである不登校の児童・生徒の割合を把握する指標	小学生 0.44%  中学生 3.52%	小学生 0.43%  中学生 3.95%	小学生 0.55%  中学生 4.22%	小学生 0.71%  中学生 5.34%	小学生 1.01%  中学生 4.71%

※1 国調査が未実施のため、区独自調査の参考値

小・中学校における習熟度別少人数指導、補習授業、学習補助員の配置などの支援施策や、学習支援事業に継続的に取り組んだことにより、基礎学力の定着や向上につながったことがうかがえます。

中学生の学習支援事業を利用し高校に進学した子どものための学習支援(高校1年生のみ)・相談支援などを実施し、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退の予防に取り組んでおります。しかし、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率や、小・中学校の不登校の児童・生徒の出現率は、上昇傾向にあります。不登校児童・生徒に対しては、つばさ教室での相談支援を強化し、タブレット端末の活用や体験学習の充実などに取り組んでいます。また、不登校特例校分教室「みらい教室」では、在籍校への復帰が困難な不登校生徒を対象に、特別な教育課程を編成し指導を行うほか、キャリア教育の実施などに取り組んでいます。複雑な課題を抱えるケースが増加傾向にあることも踏まえて、関係機関等との連携を強化し、児童・生徒一人ひとりに寄り添ったサポート体制を整えることがより一層必要になっています。

## 柱2 生活・健康

番号	指標	目標	概要	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4	ひとり親に対する就業支援事業(またはJOBOTA)を利用した人のうちの就業者数(率)及び正規雇用率		就業支援事業による、ひとり親家庭の就業の状況を把握する指標	JOBOTA 就労支援者数 11名 就業者数 7名 正規雇用率 14%	JOBOTA 就労支援者数 15名 就業者数 6名 正規雇用率 13%	JOBOTA 就労支援者数 15名 就業者数 7名 正規雇用率 43%	JOBOTA 就労支援者数 6名 就業者数 3名 正規雇用率 50%	JOBOTA 就労支援者数 11名 就業者数 7名 正規雇用率 14%
5	妊娠届出者に対する面接を行った割合 すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率		子どもの貧困につながるリスクの高い家庭を早期発見する予防的な活動の浸透度を計る指標	68.6%	72.3%	78.7%	81.1%	91.2%
6	区立小学校の定期歯科健診(小学1年生)で未処置のむし歯がある子どもの割合		歯磨きを含む基本的生活習慣が子どもに身に付いているかなど子どもの成長環境を示す指標	98.4%	96.0%	92.4%	92.8%	97.7 %

リスクの高い家庭を早期発見するための予防的な取組みとして、妊娠届出者に対する面接やすこやか赤ちゃん訪問事業を令和2年度には対象者の9割以上に実施しました。また、乳幼児歯科健診や教育機関と連携した健康教育の成果もあり、むし歯がある子どもの割合が年々減少するなど、子どもたちが健やかに成長するための生活習慣が定着していることがうかがえます。

妊産婦及び乳幼児の健康を含めた切れ目のない支援を実施していくことが求められていることを踏まえて、産後家事・育児援助事業（ぴよびよサポート、にこにこサポート）を開始し、育児の不安に寄り添う支援を拡充しました。今後も子どもが健やかに成長するよう、問題の早期発見に向けて訪問事業や相談支援をさらに充実させていきます。

ひとり親に対する就業支援事業を利用した人のうちの正規雇用率については、令和元年度までは上昇傾向となっていますが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度は14%となりました。支援を必要とする区民に対してより一層事業の周知を図るとともに、相談者の抱える多様な問題に対して包括的な支援を実施するため、関係機関との連携をさらに進め、相談者一人ひとりの自立に必要な支援を引き続き行っていくことが必要です。

### 柱3 居場所・包摶

番号	指標	目標	概要	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
8	本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数※		子どもの貧困対策に取り組む地域の力を表す間接的な指標	—	団体・拠点数 72	—	—	団体・拠点数 96
9	「社会的包摶」の認知度※		本計画の大きなテーマのひとつである「社会的包摶」を普及させるための指標	—	—	—	—	44.9%

※ 指標8・9については、平成29年度及び令和2年度に実施した「おおた子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査」等において、指標の達成状況を把握していることから、当該年度のみ記載している。ただし、平成29年度調査では、指標9に関する設問を設定していなかったため、記載不可。

※ 指標8：平成29年度及び令和2年度に実施した「おおた子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査」において、「区内で子どもの生活応援に関する活動・取組みを実施・検討している」と回答した団体・拠点数に、こども食堂連絡会参加団体、地域とつくる支援の輪プロジェクト定例会参加団体を加えた数。

※ 指標9：令和2年度に実施した「おおた子どもの生活応援プランに関する活動状況等調査」において、区内で子ども生活応援に関する活動・取組みを実施・検討している団体のうち、「社会的包摶の意味を知っている」と回答した割合。

子どもの生活応援に資する事業を担う活動団体・拠点をみると、地域において多種多様な支援活動が展開されており、その数が増加しています。その一方で、子どもの生活応援に資する事業を担う活動団体が「社会的包摶」を認知している割合は、令和2年度現在で5割以下となっています。今後も、関係機関との連携や地域とのネットワークを通じて、食の支援や居場所の充実などに引き続き取り組むとともに、区・地域活動団体等の連携を通じて支援の輪のネットワークをさらに広げ、地域で温かく包み込むような支援を浸透させていくことが必要です。

## (2) 第1期計画期間での主な取組みと成果

### 柱1 経験・学力

ICT教育の推進、学習補助員や登校支援員の配置や、みらい教室の開設による不登校対策を行い、学力保障に取り組みました。また、経済的な理由により学びの機会が失われないよう、学びなおし支援や奨学金により、学習機会の確保を強化しています。

#### 【高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業】(平成30年度新規)

高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親または20歳未満の子がより良い条件の就職や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし民間の講座を受講した場合、受講終了後及び合格後に受講費用の一部を助成し、学びなおしを支援しています。

#### 【高校等給付型奨学金】(令和2年度新規)

高等学校等へ進学を控える住民税非課税世帯の生徒に対し、入学準備費用として一人8万円を給付する制度を創設しました。

### **【給付型奨学金（大学等進学応援基金）】（令和3年度新規）**

区内外の方からの寄付を原資とする給付型奨学金制度を創設しました。成績優秀で勉学への意欲がありながらも、大学等に進学するにあたり経済的支援が必要な世帯の生徒を対象に、入学準備費用として一人15万円を給付します。

### **【若者の学びなおし支援】（平成30年度新規）**

様々な事情により高校進学をあきらめたり、中退した高校生世代の若者を対象に、高校進学に向けた学びなおしと、「高等学校卒業程度認定試験」の受験支援を行っています。

### **【登校支援員の配置】（平成30年度新規）**

不登校の予兆とされる登校しぶりの児童・生徒に対して顔見知りの学校の非常勤講師等が送迎や別室対応を行う登校支援員を希望する小・中学校に配置し、児童・生徒が長期欠席とならないよう、担任教諭と連携しながら、できる限り早期の学校復帰をめざし、きめ細かな支援を行いました。

### **【不登校特例校分教室「みらい教室】（令和3年度新規）**

令和3年4月に、不登校の中学生を対象とした「みらい教室」を、区立御園中学校の分教室として開設しました。在籍校への復帰が困難な不登校生徒を対象に、特別な教育課程を編成し指導を行っています。社会的・職業的自立に向けて必要となる資質や能力を身につけられるよう、少人数指導、体験活動を多く取り入れたキャリア教育の実施など、一人ひとりに寄り添った丁寧な教育活動を実施しています。

### **【学習補助員の配置】**

学習指導講師（令和2年度からは学習補助員）が放課後及び土曜日に補習教室で指導（補助）を行い、算数・数学等の基礎の確実な定着と、英語に対する興味・関心の向上を図りました。平成29年度からは、中学校に理科を追加し、指導時間数を増やしました。また、大田区学習効果測定に基づき、小・中学校それぞれに重点配置校、準重点配置校を指定し、効果的な事業展開を図りました。

### **【ICT教育の推進】**

文部科学省が示す「GIGAスクール構想」の前倒しにより、令和3年2月までに区内全小学校児童に、令和3年5月に区内全中学校生徒を対象にタブレット端末を貸与し、全児童・生徒1人1台タブレット端末の環境を整備しました。

### **【日本語特別指導の充実】**

外国につながりのある世帯の児童・生徒や帰国児童・生徒のうち日本語が不得手な子どもに対して、平成29年度までは、最大60時間の初期指導を行っていましたが、指導事項を完了できなかった児童・生徒の割合が約70%に上り、課題となっていました。そのため、平成30年度からは、最大80時間の初期指導を行い、指導事項の完了と、コミュニケーション能力や授業への適応力の向上を図りました。

## 柱2 生活・健康

離婚や養育費に関する総合相談、就労支援、生活相談、産婦の不安を軽減する各種事業、子育て相談などを実施しました。また、産後の不安を軽減する家事・育児援助サービスを新設し、子どもの健やかな成長に取り組みました。

### 【離婚と養育費にかかる総合相談】（令和元年度新規）

平成28年度に実施したひとり親家庭の生活実態に関する調査において、「養育費を受け取っていない」割合が66.0%という結果であったことを踏まえ、令和元年度から「離婚と養育費にかかる総合相談」を開始しました。弁護士による法律相談と合わせ、「子ども生活応援臨時窓口」を同時開催し、家計や就労に関する自立支援、手当や各種減免制度など生活支援に関する相談にも対応できる体制としました。

### 【大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA】

経済的自立と就労に向けた支援を行う自立相談支援、家計の見直しをサポートする家計改善支援、就労や生活習慣に課題を抱える方への就労に向けたサポートを行う就労準備支援、離職などにより住居を失うおそれのある方に家賃相当額を支給する住居確保給付金といった支援メニューに基づき、相談者本人とともに問題の整理・解決に取り組みました。

### 【産後ケア事業】（平成30年度新規）

平成30年10月から産後ケア（訪問型）、令和元年7月から産後ケア（日帰り型）、令和2年7月から宿泊型を開始、令和3年2月から区内医療機関3か所で宿泊型（延泊）も開始しました。また、令和3年7月からグループケアを新たに開始しました。助産師による訪問や助産院での産後ケアを受けることで、産後の不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整えました。

### 【産後家事・育児援助事業（ぴよぴよサポート）】（令和2年度新規）

令和2年10月から、心身ともに静養が必要な産婦の家事や育児の負担を軽減するために、出産した方で生後6か月までの乳児を育児中の方に、日常的な家事援助（清掃・洗濯・料理・買い物等）や、育児を補助するヘルパーを派遣する事業を開始しました。令和3年2月には対象者を保育サービスを利用していない3歳未満の乳幼児を育児中の方に拡充し、取組みを強化しました。

### 【産後家事・育児援助事業（にこにこサポート）】（令和3年度新規）

令和3年7月から、産後間もない産婦の心身の不調や育児に対する不安に寄り添いながら、家事や育児のサポートを行う産後ドゥーラを派遣する事業を開始しました。

### 【子育てひろば】（平成30年度新規）

保育園の一区画を活用し、専任の保育士が在宅子育て家庭を対象に、子育てに関する相談、情報提供、援助などを行うことで、子育ての負担感の緩和や児童と家庭の福祉向上を図るため、平成30年11月に、子育てひろば羽田・子育てひろば仲六郷（区立保育園併設）を開設しました。

この他、令和3年度までの間に、45か所の児童館やキッズな大森・蒲田・洗足池・六郷及び2か所の民間保育園内で子育てひろばを開設しています。

### 【学童保育・放課後ひろば（学童保育事業）】

共働き世帯の増加等による学童需要の高まりに対し、児童館及び放課後ひろばにおいて、学童保育定員数を拡充することで保護者の学童保育ニーズに応えました。増加する学童需要に対し、小学校の改築等に合わせ、放課後ひろばを中心に定員の拡充を図りました。

### 【子育て世代包括支援センターの設置（機能設置）】（令和2年度新規）

健康政策部（保健所）とこども家庭部が相互に連携し、既存の組織・機能を最大限に活用して、令和2年4月から子育て世代包括支援センターを機能設置しました。妊婦、出産、子育てに関する相談に応じ、支援プランの策定や地域の保健医療、福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策とを一体的に提供することで、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施しています。

## 柱3 居場所・包摂

児童館や中高生ひろばなどにおける安全・安心な居場所の確保を図るとともに、子ども・若者への相談支援体制の整備などの検討を進めています。また、子どもと地域をつなぐ応援事業を新たに実施し、支援が必要な子どもや家庭が身近な相談窓口や地域の支援者とつながりを持つ機会を増やすことで、子育て家庭の孤立化を防止し、地域における見守りの強化を図りました。

あわせて、地域とつくる支援の輪プロジェクトやこども食堂推進事業などを通じて、行政と地域が連携し、子どもや保護者の居場所の確保に取り組むとともに、地域全体で包み込むような支援体制づくりを推進しました。

### 【子ども生活応援臨時窓口】（平成30年度新規）

子育て家庭の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、「大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA」による出張型の臨時相談窓口を設置しました。

### 【地域とつくる支援の輪プロジェクト】（平成30年度新規）

行政だけでなく地域で活動する多様な分野の関係者が横断的に連携・協力し、活動団体ネットワークの確立を推進するため、毎月1回の頻度で子どもの貧困対策に取り組む地域活動団体との意見交換の場を設けました。また、団体への支援や団体間の連携を進めるとともに、子どもの思いを把握するための「子ども1000人アンケート」を実施しました。

### 【大田区子ども生活応援基金】（令和元年度新規）

地域ぐるみで子どもの生活応援に取り組む活動を広め、豊かな地域コミュニティの醸成を推進するため、大田区子ども生活応援基金を創設しました。

### 【こども食堂推進事業】（令和元年度新規）

東京都の子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用し、子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されているこども食堂の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助する事業を開始しました。令和2年度及び3年度は、こども食堂の開催に加え、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う配食・宅食を行ったこども食堂などに対しても支援を行いました。

### **【子どもと地域をつなぐ応援事業】（令和2年度新規）**

孤立化しがちな子育て家庭に、区の相談窓口や支援制度、地域活動団体のイベント情報等を郵送する「子どもと地域をつなぐ応援事業」を開始しました。支援を必要とする子育て家庭が、身近な相談窓口や地域の支援者と日常的につながる機会を増やすことで、地域における見守り強化及び子育て家庭の孤立化防止を図りました。

### **【子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備】（令和3年度新規）**

困難を有する子ども・若者への相談支援について、分野の垣根を超えた対応を一体的に行うため、庁内検討委員会を設置し、各分野における関係機関等との連携を進め、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援ネットワーク体制及び相談体制の整備等に向けて実務的な検討を行いました。

### **【中高生の居場所の整備】**

中高生世代の交流・活動・相談支援を通して中高生の健全育成を実施する中高生ひろばのほか、児童館で行っている中学生タイム等、中高生の交流活動支援を実施しました。

中高生ひろば羽田では、中高生世代間の交流・活動・相談支援をより高め、自主的なイベントの開催を促すとともに、進学・就職等に向けたキャリア支援を強化しました。

### **【放課後ひろばの拡充（放課後子ども教室）】**

区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育みます。平成29年度からの4年間で23施設を新たに開設しました。

### **【スクールカウンセラーの配置】**

いじめ・不登校の未然防止や解決を図るため、区立中学校は全校に3人のスクールカウンセラーを配置し、区立小学校は29校に2人、31校に1人のスクールカウンセラーを配置しました。

小学校5年生と中学校1年生には全員面接を行い、その他の学年の子どもたちや保護者からの相談も含め、悩みが大きくならないうちに問題を発見し、早期に解決できるように教員等と連携して対応しました。

### **【スクールソーシャルワーカーの派遣】**

令和2年度にはスクールソーシャルワーカーを8人に増員し、経済的困窮や保護者の疾病等による家庭環境の問題を抱える児童・生徒に関する相談に対応しました。また、複数の課題があつたり、学校との関係が難しい事例では、児童相談所、子ども家庭支援センター、福祉事務所等の関係機関と連携して支援にあたりました。